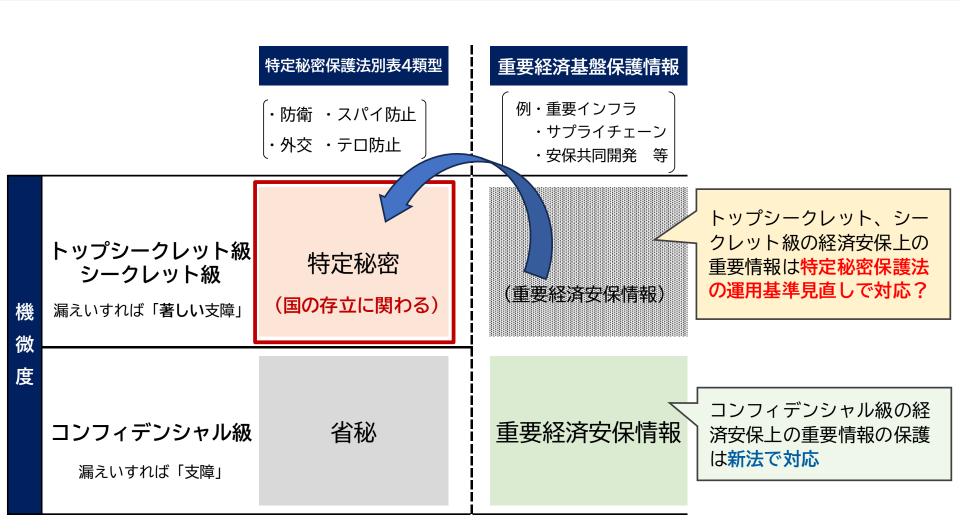
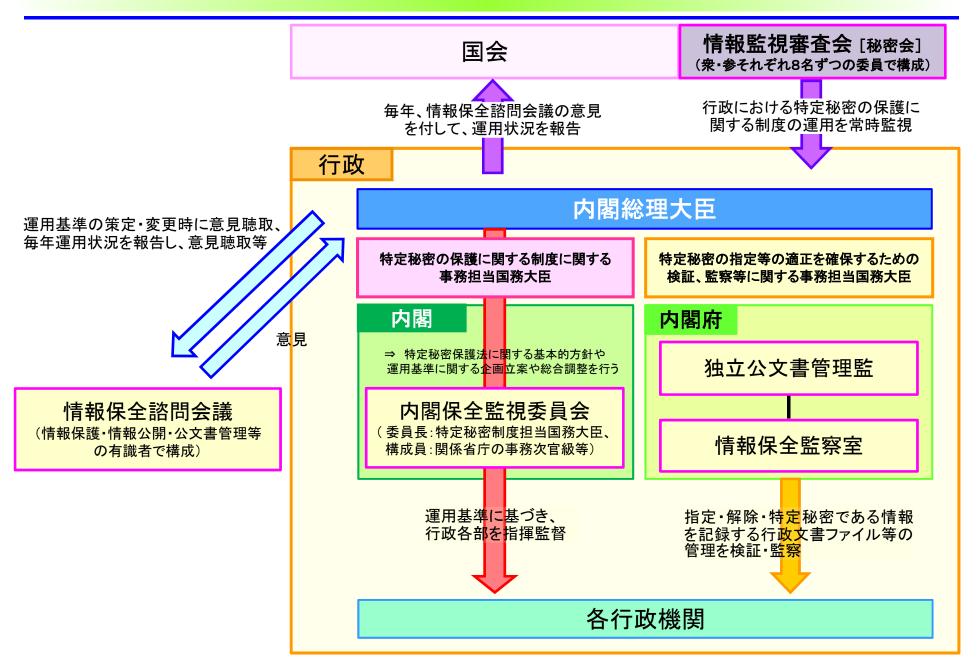
重要経済安保情報と特定秘密の比較



出典:内閣官房提出資料をもとに本庄知史事務所作成

【参考】特定秘密保護法の適正な運用を確保するための仕組み(イメージ)



出典:内閣官房提出資料

2024年4月3日 衆議院内閣委員会 立憲民主党·無所属 本庄知史

「特定秘密保護法」と「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」との比較

(条文は引用ではない場合がある。ゴシック体の箇所は主な相違点)

主な項目	特定秘密保護法	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案		
ー 保護の対象とする情報の要件				
対象とする情報の要件	① 当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関す	① 当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報で		
	る情報であって、	あって、		
	② 公になっていないもののうち、	② 公になっていないもののうち、		
	③ その漏えいが我が国の安全保障に 著しい支障 を与えるお	③ その漏えいが我が国の安全保障に 支障 を与えるおそれが		
	それがあるため、	あるため、		
	特に秘匿することが必要であるもの	特に秘匿することが必要であるもの		
	(特別防衛秘密を除く) (第3条第1項)	(特別防衛秘密・特定秘密を除く) (第3条第1項)		
要件①で掲げられている	別表に掲げる事項に関する情報(第3条第1項)とは、以下	重要経済基盤保護情報(第3条第1項)とは、		
情報の範囲	のとおり。	重要経済基盤(重要なインフラの提供体制、重要な物資のサ		
	① 防衛に関する事項	プライチェーン)に関する以下の情報をいう。		
	イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報	① 外部から行われる行為から保護するための措置又はその		
	ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究	計画・研究		
	ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量	② 脆弱性、革新的な技術等の重要な情報であって安全保障		
	へ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト 防衛の用に供する暗号	に関するもの		
	チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の 研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法	③ ①の措置に関し収集した外国の政府・国際機関からの情		
	リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の 研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法	報		
	ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)	④ ②③に掲げる情報の収集整理又はその能力		
	② 外交に関する事項	(第2条第3項・第4項)		
	イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、 国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの			
	ロー安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(①イ若しくは二、③イ又は④イに掲げるものを除く。)			
	ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若 しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の 国際約束に基づき保護することが必要な情報(①ロ、③ロ又は④ロに			

主な項目	特定秘密保護法	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案
工体块日	掲げるものを除く。) ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号 ③ 特定有害活動の防止に関する事項 イ 特定有害活動の防止に関する事項 イ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護において「特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報の収集整理又はその能力ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号 ④ テロリズムの防止に関する事項 イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力	里安性所女体情報の体設及の石州に関する広律来
	ニ テロリズムの防止の用に供する暗号 【衆議院修正により別表に掲げる事項を明確化】	
雑則		
運用基準に基づく指定等	内閣総理大臣は、毎年、運用基準に基づく特定秘密の指定及	(該当する規定なし)
の運用状況の報告	びその解除並びに適性評価の実施の状況を有識者に報告し、	
	その意見を聴かなければならない。(第 18 条第 3 項)【 衆議院	
	修正により追加】	
内閣総理大臣の指揮監督		内閣総理大臣は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適
等	価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、運用基準	性評価の実施並びに適合事業者の認定が運用基準に従って
	に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものと	行われていることを確保するため必要があると認めるとき
	する。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定	は、行政機関の長(会計検査院を除く。)に対し、重要経済安
	及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行	保情報である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに
	われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長(会計検査院を除く。)に対し、特定秘密で	重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並び に 適合事業者の認定 について 必要な勧告 をし、又はその勧告
	は、11 政機関の技(芸計検査院を除く。)に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密	に 週音争来もの認定について必要な勧告 をし、又はその働音 の結果とられた措置について 報告を求める ことができる。

主な項目	特定秘密保護法	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案
	の指定及びその解除並びに適性評価の実施について 改善す	(第18条第3項)
	べき旨の指示 をすることができる。	
	(第18条第4項)【 衆議院修正により追加】	
国会への報告等	政府は、毎年、第18条第3項による有識者の意見を付して、	(該当する規定なし)
	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
	について国会に報告するとともに、公表するものとする。(第	
	19条)【衆議院修正により追加】	
附則		
指定・解除の適正の確保	政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に	(該当する規定なし)
	関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうか	
	を独立した公正な立場において検証し、及び監察することの	
	できる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその	
	解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、そ	
	の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
	(附則第9条)【 衆議院修正により追加】	
国会に対する提供・国会	国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国	(該当する規定なし)
における保護措置の在り	権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内	
方	部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める	
	日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、こ	
	の法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会に	
	おけるその保護に関する方策については、国会において、検	
	討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす	
	る。(附則第10条)【衆議院修正により追加】	

出典:衆議院調査局提出資料をもとに本庄知史事務所作成

- (帙)(玄夫丑大野総閣内日7月2年40年) ベトミイトれるも関コ野晋の書文苑計○
- 野音O等書文密級 01 第

- Mさらの書文近行六れち経品が解制るハブパちろうこいなし表公の代以密秘虫特 2 M1 T以。>網含書文近行るを経品多時間るあで密秘虫(中) 書文近行るで要多全 H密 野資の(。らいろし書文密
- 。るも宝計、J代図コ醭郵の水、お書文密郷 (1
- るえき多書間コ益(株)、全安の国ないえ駅の子、20個なの全界密係 書文経動 書文が行び合う時間であるのようは ならなわつせらはおコイ以告条関、アこめで密係の選野/次コ書文経動 書文紙 書文が行の代以書文経動は含う辞書い
- 見概各おフィノとコ書文極、、休見局階各おフィノとコ書文秘画、お1気能の書文密域 (同フィノはコ(E)。 るもと間膜の内囲蓮 (力な、5路多辛 3 おフィノとコ書文経画)間膜、4 「書気能」 多春るも多気能のられこ不以) しちのよら デバチバチブ め気多 (。ご)
- 。るもろのもるめととご別小最要がお宝むの子、(。C/1 以。ひ合き間棋気計式し是近じよご気肤のこ)間棋気計の書文密跡、お客気計 (8) るも要多野資ブレム書文密跡を続き160多下紙、アバはご胡るも下紙が(。ご同不

- (5) 指定者は、秘密文書の管理について責任を負うものを秘密文書管理責任者として指名するのとする。
- 。 ふもろのよるも野音ブバよコ冊彰のめ式るも野音多書文密班 、 お書文密班 (6)

。
るす」の
むすがる
示表
さき
ないます
ないまする
ないます
ないまする
ないまする
ないまする
ないます
ないます

- 。るでろのよる。 野宵の書文密拯減当めいならあ、おこ合場合で共駐る書文密経に関数近行のか (9)
- 。るもろのもで行び上さい蓋はと関機が行の先地駐ブバレコ 車な要必し関い野音の書文密級、えま踏多め宝の合順のこ、お客野音書文括総 (01)
- ふでものよるめ玄多節要るも関コ理音の書文密絡るも玄肤多明略の取

(L)